

浄化槽で 快適な生活を

未来に残そう!美しい水環境を!

水環境を守るために (平成13年度から)

- 単独処理浄化槽の新設禁止
- 単独処理浄化槽使用者は合併処理浄化槽への転換に努める
という内容が浄化槽法で施行されております。

浄化槽の種類

浄化槽には、トイレの水だけを処理する「**単独処理浄化槽**」と、トイレの水だけでなく台所・お風呂・洗濯で使われた水等の生活雑排水を処理出来る「**合併処理浄化槽**」とがあります。

私たちが、台所・お風呂・トイレ等から流す生活雑排水は河川等の水質汚濁の原因となります。

汲み取り・単独処理浄化槽をお使いの場合は、トイレ以外の生活雑排水はそのまま側溝に流れたり、地下に浸透するなど、河川の汚濁・環境汚染の原因となります。

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を同時に衛生的に処理することが可能で有り、河川等の汚濁を防止することが出来ます。

旭川市では「公共用水域等の水質保全」を目的として、下水道整備計画区域及び農業集落排水整備区域を除く市内全域を対象に、新たに浄化槽を設置する場合に工事費の一部補助を行い、合併処理浄化槽の設置を積極的に推進しています。

浄化槽の種類

合併処理浄化槽

トイレ・台所・風呂・洗濯等の全ての生活雑排水を処理します。



汚れの量 4g



汚れの量 32g

↑そのまま放流
(汲み取り式トイレの場合も同じ)

↑浄化槽で
処理されて 5g

単独処理浄化槽

トイレの排水のみ処理し、その他の生活雑排水はそのまま河川に放流します。

合併処理浄化槽と比べ
8倍の汚れ

※●内の数値は1人が1日に出す水質汚濁物質質量を表したものです。

合併処理浄化槽設置等に対する補助制度について

対象となる浄化槽

個人専用住宅(小規模店舗併用含む)で、処理対象人員が10人以下の浄化槽

対象となる地域

下水道整備計画区域及び農業集落排水整備区域を除く市内全域です。

補助金額 (平成26年度から増額しました)

浄化槽の規模	補助金額
5人槽	528,000円
6～7人槽	661,000円
8～10人槽	882,000円

5人槽 住宅面積が130㎡未満の住宅

7人槽 住宅面積が130㎡を超える住宅

10人槽 二世帯住宅で風呂・台所・トイレがそれぞれ2箇所以上設置

※単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する場合は、9万円を限度額として撤去費用を補助します。

維持管理について



保守点検

浄化槽の機能維持のため(点検・調整・修理等)に4ヶ月に1回以上行う必要があります。

水質を保つためには浄化槽法という法律で義務付けられた保守点検・清掃等の維持管理, 法定検査を実施していただかなければなりません。



法定検査

浄化槽の維持管理等が適切に行われ、浄化槽の機能が保たれているか確認します。

- ※浄化槽法第7条検査
使用開始から3ヶ月から5ヶ月の間に1回
- ※浄化槽法第11条検査
2年目以降毎年1回

清掃

汚泥の引き抜き等の清掃作業を年に1回以上行う必要があります。



- 保守点検・清掃は旭川市の許可を受けた業者と委託契約を行ないます。
- 法定検査は指定検査機関(公益社団法人 北海道浄化槽協会 旭川検査事務所)となります。

お問い合わせ先

旭川市 環境部 廃棄物処理課 浄化管理係

旭川市6条通9丁目 総合庁舎8階 電話番号(直通)0166-25-6356